



大洗町告示第 8 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、水戸・勝田都市計画風致地区を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 20 日

大洗町長 國井 豊



記

1. 都市計画の種類
風致地区
2. 都市計画を変更する土地の区域
東茨城郡大洗町成田町字大堀の一部
3. 縦覧場所
大洗町役場都市建設課

水戸・勝田都市計画
風致地区の変更
(大洗町決定)

大 洗 町

水戸・勝田都市計画風致地区の変更（大洗町決定）

都市計画夏海風致地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
夏海風致地区	約 66.4ha	条例名 大洗町風致地区内における建築行為等の規制に関する条例（平成 27 年 3 月 23 日条例第 4 号） 〔抜粋〕 第 2 条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。 (1) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は色彩の変更 (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採 (4) 土石の類の採取 (5) 水面の埋立て又は干拓 (6) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたまり積 第 5 条 町長は、第 2 条第 1 項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次に定める基準に適合するときは、同項の許可をするものとする。 (1) 建ぺい率 4/10 以下 (2) 建築物の高さ 15m 以下

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の建設を行うため。

